

宇部市コミュニケーション支援人材育成助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民等が障害のある人へのコミュニケーション支援に関する資格取得に要した経費を助成することにより、専門的知識を身に付けたコミュニケーション支援を行う人材の確保を目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内の事業所に勤務している者又は市内の学校に通学している者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の交付を受けることができない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 障害者を雇用又は支援している市内の事業所、若しくは団体に所属し、2年以上継続してコミュニケーション支援の活動に従事する予定のない者

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、別表に掲げる資格取得に要した経費とする。ただし、国、県その他の公的機関が実施する補助事業により、補助の対象となっている経費は除く。

(助成金の額)

第4条 この要綱による助成金(以下「助成金」という。)の交付額は、次の各号に掲げる額とし、予算の範囲内においてこれを交付するものとする。

- (1) コミュニケーション支援に関する資格取得に要した受講料及びテキスト代。ただし、2万円を上限とする。
- (2) コミュニケーション支援に関する資格取得に要した受験手数料又は認定手数料。ただし、2万円を上限とする。
- (3) コミュニケーション支援に関する資格取得のため県外で開催される研修や受験等に要した交通費。ただし、対象経費の2分の1を乗じて得た額(円未満切り捨て。)とし、2万円を上限とする。

(助成金の交付申請)

第5条 この要綱による助成の交付を受けようとする対象者は、宇部市コミュニケーション支援人材育成助成金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、研修等が終了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- (1) 修了日がわかる研修受講修了証明書又は受験申込書等の写し

- (2) 研修受講又は受験に係る領収書その他受講料等の納付を証明する書類
 - (3) 研修受講又は受験に要した交通費に係る領収書等
 - (4) 市内事業所に雇用されていることを証明する書類又は市内ボランティア団体に加入していることを証明する書類
 - (5) 誓約書
 - (6) 納税証明書（市税の完納がわかるもの）
 - (7) その他市長が必要と認めたもの
- (助成金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果、助成金の交付を決定したときは、宇部市コミュニケーション支援人材育成助成金交付決定通知書（様式第2号）により、また、助成金を交付しないときは、宇部市コミュニケーション支援人材育成助成金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請を行った対象者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第7条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた対象者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに宇部市コミュニケーション支援人材育成助成金請求書（様式第4号）を提出するものとする。

(市施策への協力)

第8条 交付決定者は、市が進めるコミュニケーション支援の取り組みに協力するとともに、地域や事業所等での障害者へのコミュニケーション支援活動に積極的に取り組むものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、交付決定者が虚偽又は不正な行為により助成金の交付を受けたことが発覚した場合は、その者に助成金の返還を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により助成金の返還を命ずるときは、宇部市コミュニケーション支援人材育成助成金返還命令書（様式第5号）により通知し、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象となる資格	対象となる資格の要件
手話通訳士	厚生労働省が指定する研修等であること。又は、厚生労働省が指定する研修等を受講した後、受験する資格であること。
手話通訳者	
要約筆記者	
同行援護者	
職場適応援助者（ジョブコーチ）	
その他市長が認める資格	